

国運審第11号
平成29年7月6日

国土交通大臣 石井 啓一 殿

運輸審議会会长 原田 尚志

答 申 書

鉄道事業法第五十六条の二（軌道法第二十六条において準用する場合を含む。）、道路運送法第九十四条の二、貨物自動車運送事業法第六十条の二、海上運送法第二十五条の二、内航海運業法第二十六条の二第一項及び航空法第百三十四条の二の規定に基づく安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針の改正に関する諮問について

平29第7001号

平成29年5月30日付け国官運安第48号をもって諮問された本事案については、運輸安全確保部会において討議を行うとともに、当審議会に提出された資料その他によって審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

鉄道事業法第56条の2（軌道法第26条において準用する場合を含む。）、道路運送法第94条の2、貨物自動車運送事業法第60条の2、海上運送法第25条の2、内航海運業法第26条の2第1項及び航空法第134条の2の規定に基づく安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針については、平成29年5月30日付け国官運安第48号により当審議会に諮問された案を一部修正した別紙案のとおり改正することが適當である。

理 由

1. 国土交通大臣は、平成18年8月に「安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針」を策定し、平成22年3月に改正したが、平成18年10月の運輸安全マネジメント制度の導入から10年が経過しており、この間における事業者の安全管理体制の構築・改善の状況、特に平成28年1月の軽井沢スキーバス事故を契機とした一般貸切旅客自動車運送事業者（以下「貸切バス事業者」という。）に対する安全確保の社会的要請や、近年の社会環境の変化等により新たなリスクが顕在化している状況等を踏まえ、上記方針の改正を行うとしている。

また、「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」についても、こうした状況を踏まえ、事業者の取組を一層促進するための見直しを行うとしている。

2. 当審議会は、本事案の審議に当たり、運輸安全確保部会に付託して討議を行うとともに、当審議会に提出された資料、所管局から聴取した説明等に基づき検討を行ったが、それらの結果は次のとおりである。

(1) 安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針の改正

改正後の方針では、次のとおり基本的な考え方が提示されている。

運輸安全マネジメント制度は、運輸事業の安全性の向上に有効であり、更なる展開を図ることが必要である。また、近年の社会環境の変化等により、安全に関し考慮すべき事柄も顕在化していることから、これらを取り込んだ安全管理体制の構築を行うことが必要である。

このため、今後の運輸安全マネジメント制度については、①運輸安全マネジメント評価の対象範囲をさらに拡大すること、②中小規模事業者に対し、事業規模に応じた安全管理体制の構築を促すこと、③自動車輸送分野において、安全管理規程の作成等の義務付けの適用除外とされている事業者が運輸安全マネジメント制度に参画することを促進するための措置を具体化すること、④自然災害、テロ等への対応に関する社会的要請についても可能な限り取り入れていくことといった対応が求められている。同時に、貸切バス事業者への安全性確保の社会的要請の高まりを受け、重点的な運輸安全マネジメント評価の実施が求められる。

その上で、今後5年間の運輸安全マネジメント評価の実施に関する視点として、①貸切バス事業者に対する運輸安全マネジメント評価の重点的実施、②中小規模事業者向けのガイドラインの作成、③高齢化や輸送施設等の老朽化、自然災害、テロ、感染症等の今日的な課題や事故、ヒヤリ・ハット情報の収集・活用や内部監査等更なる向上が必要な事項についてのガイドラインの見直し、④安全統括管理者の活動の支援、⑤運輸安全マネジメント評価体制の強化といった点に重点を置いて進めるべきであるとされている。

このように、上記方針の改正は、いずれも法律の趣旨に沿った適切なものである。

（2）運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドラインの改訂

改訂後のガイドラインでは、次に掲げる考え方を踏まえて改訂している。

①今日的な課題である人材不足から生じる高齢化、輸送施設等の老朽化、自然災害、テロ、感染症等について明記する。

②多くの運輸事業者において未だ改善の余地が大きい事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用や内部監査について、円滑な取組の促進を図る参考手順等を追記する。

③引き続き、事業者の自主性が最大限発揮できるようなものとする。

④中小規模自動車運送事業者における安全管理体制の構築・改善等の実情を踏まえ、本ガイドラインを基礎に理解しやすさに留意した「中小規模自動車運送事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」を本ガイドライン付属書として添付する。

⑤平成22年3月の改訂において本ガイドラインの付属書とした取組事例集は、本ガイドラインの付属書とはせず、適時適切に事例の収集・更新・公表を行う。

また、運輸安全確保部会での討議の結果、ガイドラインの位置付けと適合しない記載事項等を修正すべきであるとされたが、これらの修正はいずれも妥当なものであると認められる。

このように、上記ガイドラインの改訂は、いずれも法律の趣旨に沿った適切なものである。

3. 以上のことから、本事案については、諮問案を一部修正した

案のとおり改正することが適当であると認められる。

(別添参考資料：平成29年6月23日付け運輸安全確保部会報告書)

要 望 事 項

国土交通大臣は、情報通信技術が急速に発展する社会環境に鑑み、中小事業者であっても事故及びヒヤリ・ハット事象の発生箇所に関する地理情報等をデジタル化できるような仕組みの構築をはじめとして、行政、事業者、学界等各界における情報、知見の共有化と相互利活用に向けた環境整備を着実に推進していただきたい。